

総務産業委員会報告書

令和7年12月18日

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

委員長 森 本 洋 子

令和7年12月18日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少數意見
議案第117号 令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決	なし
議案第118号 令和7年度備前市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	なし
議案第132号 備前市ふれあいの館かぜまち設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第134号 備前市港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第135号 備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第138号 備前市小規模企業者及び中小企業者振興条例の制定について	原案可決	なし
議案第145号 頭島かいた舟会館の指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第146号 備前商工会館の指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第147号 日生観光情報センターサンバースの指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第148号 日生鹿久居島古代体験の郷まほろばの指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第149号 ふれあいの館かぜまちの指定管理者の指定について	原案可決	なし

<所管事務調査・報告事項>

- 総合支所部の所管に関する事項について
 - ・ 吉永総合支所整備事業の進捗状況について（吉永総合支所）
 - ・ 三石ふれあいセンターへのコンビニ誘致について（三石総合支所）
- 建設部の所管に関する事項について
 - ビーテラス4階の活用（通信制高校の整備）について
 - スマートメーターについて
 - 住宅施策について
 - 残土処分場調整池整備工事の進捗状況について
- 産業観光部の所管に関する事項について
 - ・ 備前丸の運航計画のロードマップについて（観光・シティプロモーション課）
 - 企業誘致について
 - 観光客数の把握について
 - 有害鳥獣の駆除について

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第117号の審査	2
議案第118号の審査	4
議案第132号の審査	4
議案第134号の審査	6
議案第135号の審査	8
議案第138号の審査	9
議案第145号の審査	12
議案第146号の審査	12
議案第147号の審査	13
議案第148号の審査	13
議案第149号の審査	13
総合支所部の所管に属する事項について	14
建設部の所管に属する事項について	16
所管事務調査	16
産業観光部の所管に属する事項について	22
報告事項	22
所管事務調査	32
閉会	36

総務産業委員会記録

招集日時	令和7年12月18日（木）	午前9時30分			
開議・閉議	午前9時29分	開会	～	午後2時01分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第6回定例会）の開催			
出席委員	委員長	森本洋子	副委員長	丸山昭則	
	委員	尾川直行		石原和人	
		山本 成		松本 仁	
		内田敏憲			
欠席委員		なし			
遅参委員		なし			
早退委員		なし			
列席者等	議長	西上徳一			
傍聴者	議員	なし			
	報道	あり			
	一般	なし			
説明員	産業観光部長 観光庁プロモーション 課長兼備前焼振 興課長	桑原淳司	産業振興課長 生涯学習部参与	坂本 寛 大森康晴	
	建設部長	梶藤 勲	都市計画課長 兼通信制高校整 備推進室長	井上哲夫	
	建設課長	岡村 悟	水道課長	杉本成彦	
	下水道課長	野崎信二			
	総合支所部長	森 優	三石総合支所長	瀬尾茂樹	
	日生総合支所長	横山修一	吉永総合支所長	新庄英明	
審査記録	次のとおり				

午前9時29分 開会

○森本委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、産業観光部、建設部及び総合支所部関係の議案審査、所管事務調査をレジュメの記載の順で行いますので、よろしくお願ひいたします。

また、先日の連合審査会開催の申入れについてでございますが、厚生文教委員長より開催に同意することに決定した旨の御回答をいただきましたので、御報告いたします。

なお、委員長間の協議により連合審査会の名称は総務産業・厚生文教委員会連合審査会とし、議案の主たる委員会の総務産業委員長の私が連合審査会の委員長を務めることになりましたので、御承知おき願います。

それでは、議事に入ります。

***** 議案第117号の審査 *****

議案第117号令和7年度備前市水道事業会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

○尾川委員 細部説明書で書いてあるけど、公用車の購入の関係について詳細を教えて。

○杉本水道課長 公用車の購入につきましては、軽トラックの車両がエンジンとタイヤ、駆動輪をつなぐプロペラシャフトの不具合で故障が発生いたしまして、それを新たなものとして購入するものでございます。

○尾川委員 細部説明書の後段に書いてある軽作業車1台とは。それと、どの程度年数を乗ったのか。

○杉本水道課長 軽作業車1台というのが通常でありますと例えば工事の立会い、修繕、それから開廃栓という業務で使っております軽トラックの車両でございます。

この車両が初年度の登録から27年経過しております、ドライブシャフトの修理をしたかつたんですが、部品の供給がもう停止しているということで修理不能という形でございましたので、新たに購入をさせていただきたいと思いまして計上をさせていただいております。

○石原委員 この間の質疑、それから細部説明にもございますけれども、経営戦略策定業務の委託期間変更、来年度にということで減額をされて債務負担行為として、これも9月でしたか、委託料が計上されたけれども、戦略策定に対するスケジュール的なところ、9月に予算計上があつてここでそういう形になっているので、そもそも無理があったと思う。

○杉本水道課長 こちらの経営戦略につきましては、当初は可能な限り早期に経営戦略を取りまとめたいという考え方から単年度での予算を計上しておりましたが、具体的な仕様の取りまとめとかを進めていく過程で早期にできるのはいいんですが、ある程度の将来見通しでありましたり、管路の更新計画も総合的に判断していく必要があると考えまして、単年度、3月いっぱいまでに取りまとめて精度の高いものをつくるのが難しい、困難であると考えまして、複数年度で計画をさせていただきたいという思いで計上させていただいております。

○石原委員 資本的収支について細部説明でも改良事業の工事費が確定したことで見込みよりも増額となり、財源を確保するため企業債を計上ということですけれども、そもそも見込みがどれぐらいで、どれぐらいの増額になったのか。当初で1億2,000万円工事請負費を計上されていて。

○杉本水道課長 企業債が活用できます事業がございますので、通常の工事の場合企業債は特に活用しませんが、それが活用できる見込みが立ちましたことから今回企業債を活用するように考えました。

○石原委員 見込みよりも増額となり、工事額が確定したとあるけれども、そのあたりをお聞かせ願いたい。

○杉本水道課長 見込みよりといいますのが、近年の人工費の高騰でありましたり、資材とかの物価上昇に伴いましてその部分でかなりコストが増加してきたというのもございまして、こういう企業債が活用できる比較的大きな事業につきまして、その財源を今後の更新財源も考えまして、その上で今回企業債の借入れをすることを考えております。

○石原委員 見込んでいた工事費が諸事情で増額となっているでしょうけど、見込みがそもそもどれぐらいで、確定した工事費でどれぐらい増額したかはここでお尋ねするのは愚問か。

○杉本水道課長 今回、起債対象の工事が5,000万円ぐらいを予定していたと思います。それで、起債対象になる工事費の部分につきまして、その対象額として増額することができましたので、今回1億2,000万円の増額をさせていただくものでございます。

○石原委員 1億2,000万円当初で見込まれていたが、配水管布設等改良事業費1億2,000万円のうち5,000万円が起債対象の事業と見込んでいたものが、増額となってここで企業債で1億2,000万円。

起債対象となる改良事業は、どういった分野のものが起債対象の事業か。

○杉本水道課長 今回の予算の中で例えば大きな配水管路等の改良とか布設工事について起債対象として充てさせていただこうと考えて計上をさせていただいております。

○石原委員 とにかく割とその径の大きいものとか規模の大きいものが起債対象と。

○尾川委員 補正予算の3ページの第6条で補正予定額、これ人工費で職員費、給与費ですけど、時間外と組織変更でという説明があって、給与条例も変わることですけど、詳細を。1,200万円、コスト計算したらたいへん水道代が高くなるというか、急に1,200万円、あとこれ何年分か、3か月分か、よく分からぬけど、そのあたり詳しく説明して。

○杉本水道課長 今回の人工費の補正予算につきまして、まず収益的収支でございますが、原水及び浄水費で約65万5,000円の減、それから配水及び給水費で189万1,000円の減でございます。それから、総係費で952万6,000円の増となっております。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費のうち人工費分として636万9,000円の増となっております。

これらの増減が生じた理由でございますが、1つ目は人事異動に伴う職員配置の変更を実際に

即して各費目に反映したことでございます。

2つ目でございますが、給与条例改正に伴います級別の見直しによりまして職員1人当たりの給与単価を修正し、それを各科目で計算したものでございます。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第117号の審査を終わります。

***** 議案第118号の審査 *****

議案第118号令和7年度備前市下水道事業会計補正予算（第2号）についての審査を行います。

議案第118号について質疑を希望される方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第118号の審査を終わります。

***** 議案第132号の審査 *****

議案第132号備前市ふれあいの館かぜまち設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○石原委員 どのタイミングでも結構ですけれども、直近の利用はどれぐらいか。

○横山日生総合支所長 令和7年11月末現在ですが、利用の方は216名利用されています。

○石原委員 216名の方が、中には会議や研修もあるか分からないですけど、ほぼ宿泊。

○横山日生総合支所長 現在会議はほとんど使用していないので、宿泊が全てです。

○松本委員 ここを利用する方は備前市内の方が多いですか、それとも市外、域外の方が多いですか。

○横山日生総合支所長 利用される方は基本的には市外の方が多いです。

○尾川委員 これもアップというか、人件費の高騰を考慮して使用料を改定するけど、この算出

根拠はどう考えられているのか。

○横山日生総合支所長 かぜまちにつきましては平成24年以降料金改定を行っておりません。その間に2度消費税率が上がったのですが、そのときも据置きしたままであります。24年に上げたときも約500円アップしております。約10年後物価というか、社会情勢を考慮して今回も500円のアップということで算出させていただきました。

○尾川委員 大人3, 500円が4, 000円になる算出根拠は。

○横山日生総合支所長 先ほども申しましたように、平成24年度にあります。それから約5%消費税率が上がっております。それを基に約500円アップということにさせていただきました。

○尾川委員 消費税上げるときは上げてなくて、今さら上げると捉えたらいいのか。

○横山日生総合支所長 もう一つは市内にある、市で運営しているまほろばでとかヴィラに宿泊料金に合わせるように、ある程度同程度になるように今回させていただきました。

○尾川委員 利用者は固定客と思うけど、アップするというのはヒアリングはやってないのか。

○横山日生総合支所長 利用される方に対してはアップということに関しては特には聞いておりません。

○尾川委員 結局アップする金額は人件費を上げている、しようとしたと思うけど、上げるのではなくもう適正な金額を管理人に払っていたと理解したらええわけ。要するに、値上げは後追いとは言わないけど、そんな感じかと思うけど、そのあたりは。

○横山日生総合支所長 そういうことであります。

○尾川委員 ほかにはこんな値上げは、忘れとったというと失礼な言い方だけど、そんな項目はないのか。

○横山日生総合支所長 先ほども申し上げました市が運営している宿泊施設に関しては消費税が、税率が上がるときには同様に改定は行っているようあります。

○石原委員 この施設は宿泊の予約なりがった際御利用されるときにマックス何人ぐらい受入れ可能か。

○横山日生総合支所長 もうその建物自体が貸切りになりますので、宿泊部屋が2部屋あります。そこが基本的には5名泊まれるようになります。定員は10名になっております。

○石原委員 今のお話で約8か月で11月末までで216名御利用いただいているということですけど、この数字は例年に比べて動きが大きなものがあるのか、ほぼ平年並みなのか。

○横山日生総合支所長 現在でいうと同年並みではあります。去年が年替わって218名、令和6年度が18名、令和5年度が275名、令和4年度が273名となっております。令和7年度も見込みでありますが、約200何十名を見込んでおります。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第132号の審査を終わります。

***** 議案第134号の審査 *****

議案第134号備前市港湾区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○尾川委員 最近港湾区域占用料が着目されて、県も力入れて、その関係と理解しているけど、徴収条例上げていくことによって運用はうまくいくのか。変化するであろうと思って行っているとは思うけど、上げることによって実効はあるのか。

○岡村建設課長 今回、占用料の一部を改定ということで市管理区域について今回新たに規制を設けるということで、船舶の係留施設を明確に位置づけるために今回名称、施設の名称を追加したものと、あと占用料を改定しております。

運用につきましては今後行っていくようになりますが、従来の不法係留とかという問題が全国的にも発生しておりますので、この規制をすることによって今後目的が達成していく方向で進めていくようにしておりますので、現時点で問題がどんなものが出るかというのは分かりませんが、今後そういうのが出でてくれれば当然県とも調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○尾川委員 やらないといけないといつても県も実際ついていけない、そういうたら語弊があるけど。もう実際管理ができない、人もいなし、そんなこと前に聞いた、もうどうしようもない。県が金を取ってやるといって、そういう理解は正しくないかもしれないけど、要するに行き過ぎて、不法係留というか、多いからといってチェックする人がいないという。今説明いろいろ聞いたら漁協が受けてやるという、本当にその要員もきちっとこういう金額を決めて本当に取れるのか。取れないとは言えないでしょうけど、そのあたり本当に実効、運用がうまいこといかのかと思う。こういう規則をつくってするけど、実際船のところへ行って持ち主に徴収できるのかと思う。矛盾があると思う。それはやむを得ない、やらないといけない、制度としてできるのか、言える範囲内で答弁して。

○岡村建設課長 当然、船舶の所有者の確認も今進めています。当然、確認できれば通知なりお知らせをしていくようになります。係留が必要であれば申請してそこに泊めていただく形になります。今後その利用者が難しいということになれば多分廃船とか、そういう形で所有者の対応をお願いしていくようになると思いますので、この運用が確実に進められてくように今後努めていきたいと思っております。

○尾川委員 本当市の負担はどの程度に。もう全部農協や漁協に任せるからそんなに負担は増え

てこないのか。そのあたり実際運用できるのかと思う。

○岡村建設課長 市管理港湾が3か所ございます。今漁協と協議を進めております。方向としては漁協さんに申請手続、許可発行の事務をお願いしてまいりたいと思っております。市としましては、漁協さんとも連携しながら不法の係留があればそれについては管理者である市でその所有者に対して指導してまいりたいというふうに、連携しながら進めてまいる予定であります。

○松本委員 実際、僕はもう区域がどこら辺かというのも。例えば日生だったら連絡船でみしま丸とか定期船が通っている湾内だけが市の所有だと。ほかの地域含めて市の、むしろ県が管理しているところが多いと思う、実態は。そんなに市の管理している区域はあまりないのでは。

○岡村建設課長 大半は県の管理港湾になります。日生でいいと寒河港がある区域が市管理区域になっておりますので、その中について市で対応してまいる。あと鴻島の鴻島港の周り、久々井港ということで、市の管理区域については当然市で対応してまいりますし、大半は県ですけども、県の管理区域は県で対応していく形になります。

○松本委員 二、三の例ですけど、一応調査があったと。だけど、あんまりやかましくないから今度やかましく言ってきたら移動しようかなと、そういう雰囲気なんよね、実際は。だから、市の部分はもうしれている。県の領域、管理域のほうが圧倒的に多いと思う。だから、市はこれでいいんですけど、むしろ県に働きかけることも含めて尾川委員が言われたように管理できるかという問題のほうが県と連携しながらやらないと、聞く人は聞くけど、聞かない人はほとんど聞かない。だから、もうちょっと県と連携取りながらどうするかも含めてそういう対応が必要と思う。

○岡村建設課長 市も今後運用に向けて今準備を行っております。県は既に運用を行っておりますので、そういう問題点とともに出てきているかと思いますので、そういうのも情報共有しながら今後市でそういう問題があったときに連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○尾川委員 少しは県の言うとおりにせずに少しあは文句を言えばどうか。県は下へ下へ出してきて何もかもしてと言うけど、実際現場は困る。本当に人はいないし。管理できないのだから、あまりダイレクトに言えないのかどうか、何もかにも岡山市みたいに対抗的にある程度言わなければ分からぬ。そんな課題があると思う。しないといけないというのは分かっているけど、本当にできるのかが気になるので、意見があつたらどんどん上へも言ってほしいと言いたかった。

○松本委員 現にもうずっと置いていて沈んでいる船がある。あれなんか誰が、どこが処理するのか。本当は漁協が自主的にやればいいと我々は思うけど、どう考えたらいいですか。

○岡村建設課長 当然もう半分沈みかけている船とかも中には確認しております。まず、所有者を特定していくというのが第1の手順になるかと思います。どうしても所有者が分からぬというケースもございます。完全に沈んだ船についてはどうするかという問題も出ております。そういうのも岡山県のそういう港湾会議みたいな場がございますので、当然各市町村関係する自治体も参加しておりますので、そういうところでそういう問題点等を出しながら県全体でどうしていくか、運用についてどうしていくかというのも今後進めていくようになると思いますので、そういう問題があればそういうのにも諮りながら対応してまいりたいと思っております。

○松本委員 こういう提案はどうかと思うけど、これ安過ぎる。もっと高くしたら自主的にどこよかと。今度お金取るようになってからもうみんな文句を言うけど、これを何とか徹底しようと思ったら人手が管理するということもあるけど、率直に言ってこれ安いと思う。こういう意見はどうかと思いますけど、そういうことも念頭に入れながら対応してください。

○石原委員 ここで船舶が加わって1平米当たり1年で105円ということですが、大体相場というか、これぐらいのものか。

○岡村建設課長 今回、105円に改定しておりますのが今現在県の占用料1平米当たり105円ということで、それに合わせた形で今回提案させていただいております。高いか安いかは分からないですけども、今後必要に応じて改定等があれば県のそういうのも調整しながら必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

○石原委員 市が管理する3つの港湾でこの条例改正に当たって現状把握ということで、現時点3つの港湾に何隻ほどの船が係留、そこは把握されていますか。

○岡村建設課長 今現在、それを調査しているところでございますが、昨年度にもう実施しております。そのときに停泊していたのが3つの港湾全て合わせて約90隻弱ぐらいでした。ただ、それから期間も経過しておりますので、こういう規制を行うというので県も行っておりますので、数は減っている感じであります。もう既に廃船されているとか、そういう方がおられるのではないかと思います。

○森本委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第134号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第134号の審査を終わります。

***** 議案第135号の審査 *****

議案第135号備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

○尾川委員 この議案の細部説明書に災害その他、非常の場合において、本市以外なのに。このあたりだんだん業者、人口減ってきてもう力がなくなってきたいると思う。平生でもそれだけの修復で実際困ると思う、そんなことはないか。要するに家の建設というともう瀬戸内市の何分の1だからな、備前市は。ということは業者もいないようになっていると思う、当然。自然淘汰して。当然、市場があるところへ移っていくと思う。そんなのにこの災害のときだけに限定しても

もう限界が来ているのでは、そういうことの議論はなかったのか。

○杉本水道課長 特に今お話しいただいた平生の通常のときでございますが、一応修繕、通常の水道管の漏水修繕等は現状の業者さんで何とか賄えているのではないかと思います。

あと市外の業者でも備前市の指定を受けている業者につきましては、市内で例えば新しい家の新築工事とかはしていただいております。

○尾川委員 指定を受けるというのは市内に店がなければいけないとかというあたりは形骸的に何かなしに借りて適当に名前だけ書いて、それと誰もいないという、実態は。今の例外としては。

○杉本水道課長 一応、指定工事店ということで指定の要件さえ満たしていただきますと指定は受けることができます。

○森本委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終結してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第135号を採決いたします。

本案原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第135号の審査を終わります。

***** 議案第138号の審査 *****

議案第138号備前市小規模企業者及び中小企業者振興条例の制定についての審査を行います。

○内田委員 この条例私大変すばらしい条例と思っております。このような条例は他市町でもやっているのか。

○坂本産業振興課長 この条例につきまして、岡山県内の状況を御説明させていただきます。

備前市を除きまして15市のうち7市が制定をしているという状況です。あと、岡山県におきましても制定をされているというものでございます。

○内田委員 備前市においてこういう条例を制定するときに準備委員会とはやられているのか。

○坂本産業振興課長 この条例の制定につきまして、準備委員会は設置しておりませんし、そういったかちっとしたものでの議論というものはできておりませんが、各商工団体と意見の交換をしたり、いろいろそのあたりの詰めをしましてここに至ったとお考えいただけたらと思います。

○内田委員 定義の中、第2条の中で(8)で学術研究機関市内で云々ありますけど、これ大学を含むですが、包括連携している大学は今現在どこがあるのか。

○坂本産業振興課長 加計学園、関西福祉大学、岡山商科大学、岡山県立大学、就実大学、就実

短期大学、中国学園大学、中国短期大学、学校法人川崎学園、I P U環太平洋大学、岡山大学、岡山県立大学、ノートルダム清心女子大学、岡山大学大学院教育学研究科が以上になります。

○内田委員 第4条の4、小規模企業者等は市内のほかの事業者との連携云々で一番最後、役務の利用に努める、役務の利用、サービスでしょうけど、具体的にはどういったものか。

○坂本産業振興課長 第4項のところだと思いますけれども、具体的な役務につきましては今後いろんな事業者様いらっしゃいますので、できれば市内で、市内の経済を回していくという意味でそれが使っていただけたらという意味合いで御理解いただけたらと思います。

○内田委員 第11条の2で小規模企業者等が豊かな地域社会云々でありますけど、この前市長はどなたかの答弁でオール備前ということを言われていたと思いますが、私も産官学、金労言など。そういう中で非常にいいまちづくりをするためにこういったところが機能すれば非常にいいと思いますので、ぜひ頑張ってください。

○尾川委員 条例はええけど、具体的にどういう活動をする予定になっているのか。それと、総合計画の絡みはどうなっているのか、その辺を聞かせて。

○坂本産業振興課長 まず、今この条例の制定に至った背景を御説明させていただきますと、小規模企業振興基本法がございまして、それに基づく条例ということで位置づけております。この条例の中におきましては、市及び各関係各所の役割を規定しているというものでございます。長崎市長が施政方針の中で触れていたり、9月補正予算のときにも商工会議所の補助金を増額ということをお願いしたりというところの中でもお願いしていることですが、今回小規模及び中小企業の支援というものをしっかりと進めていきたいという思いがございます。

市内の商工事業者の状況も触れると、約1,500事業者ある中に9割弱の約1,300事業者が小規模事業者でございます。この小規模事業者の皆さんと市内経済を一緒に支えていく、これから市内経済をどのように循環させていく、そういうことを役割分担をしながらやっていきたいというところのこの条例になっております。

現状、その施策というところでいいますと、事業承継でございますとか、空き店舗の対策ということを実施しております。さらに、コロナの融資で据置期間が3年というものがございましたけれども、その返済が始まってきておりまして、そういうところにも市中金融機関と連携して市の融資制度に則して円滑な資金調達、経営改善に協力をしていただくなど、それぞれでそれの役割を確実に進めていただくというところをこの条例の目的とさせていただいて、地域経済の健全な発展、それから市民生活の向上、こういったところに寄与していただくというところを念頭に置いております。

○尾川委員 今15市中の7市制定しているという説明もあったけど、この文書を読んで本当に誰がするのかと思う。大企業なら大企業、中小企業へも。自分ところさえよければいいわけだから。条文どおりいくのかと思う。実際企業で働く者したらそんな甘いものではないから。堅いことを言うよ。助けてくれということは言っても、じゃあ人を助けようかと、極端な言い方したら。せっかくするなら高校、学校をどう活用していくか、魅力化どういうふうにするかとか具体

的に、県内の先進事例は知らないけど、進んだところがあるかどうか。経営者とかそのあたりの認識がかなり。旗振ってもついてこなければあれなので、条例つくることに反対するわけではない、きれいごとばかり言っても実際もうからないといけないから、会社は残らないから。その辺から事例で備前市としての役割は、また行政としての役割は何かを明確にして進めてもらいたい。

事業数を1, 300、1, 500、よそなんかは販売店の大きい、大型店舗なんか増えている。備前市なんか減ってきてる。購買力がないから減ってきてるわけだけど、その辺も考えながらこの運用を。そういう先進事例があったらまた紹介してもらえたと思う。

○坂本産業振興課長 そういったあたり、私どもとしましても役割分担というところで大企業、それから中小企業、小規模事業者、それぞれに支援をしていくという部分でいいますと商工会団体に頑張っていただくというのがこの規定の中でも明記させていただいております。そういったところで支援をしていただくために補助金の増額もお願いしたと理解しております。そういったところをさらにまた私どもとしましてもお願いをして進めてまいりたいと考えております。

○内田委員 これを見て会議に私一番汗かくのは会議所と、金融機関ではないかと思っております。会議所、金融機関、市3体が一緒になって本当頑張っていかなければ。会議所、「石垣」という月刊誌。意味は大企業はお城であって、石垣は中小企業、小規模事業者です。ですから、そこが崩れたらお城は崩れるという意味で月刊誌は「石垣」という。特に小規模事業者を大事にしていかなければ経済はうまく回っていかないというところがありますので、課長からは特に会議所に一生懸命頑張って動くようにということをお願いしたいと思います。

○石原委員 御答弁で第2条(1)の小規模企業者が現状でいきますとおおむね20人以下の事業所ということで、1, 300、現状。それから、中小企業者は現状でどれぐらいあるのか。

○坂本産業振興課長 商工団体から聞き取った数字でございまして、大きく先ほどの2つの数字を把握しております。今、中小企業では数字把握ができませんが、また確認をしていきたいと思います。

○石原委員 (4)の大企業者、ここが何社、現状で。

○坂本産業振興課長 こちらにつきましても、数字は確認をさせていただけたらと思います。

○丸山副委員長 質疑のときと重複するかもしれません、中西議員が過去のことも触れられていました。何で今さらというのが疑問に残っていますので、いかがでしょうか。

○坂本産業振興課長 商工団体様に小規模支援ということをお願いするに当たりまして、国の補助金を頂くということも検討しております。これは令和8年度当初予算に計上できればと今計画をしているもので、その補助金の採択基準に振興条例の制定というものが義務づけられてございます。そういったことで応募の期間が令和8年2月になりますので、それまでに制定ということでこのたびの議案の上程になったと御理解いただけたらと思います。

○丸山副委員長 一生懸命頑張っていただくしかないということだと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○森本委員長 ほかの方でよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、質疑がないようですので、これより議案第138号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第138号の審査を終わります。

休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時44分 再開

○森本委員長 再開いたします。

***** 議案第145号の審査 *****

議案第145号頭島かた舟会館の指定管理者の指定についての審査を行います。

議案第145号について質疑を希望される方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第145号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第145号の審査を終わります。

***** 議案第146号の審査 *****

議案第146号備前商工会館の指定管理者の指定についての審査を行います。

議案第146号について質疑を希望される方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第146号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第146号の審査を終わります。

***** 議案第147号の審査 *****

議案第147号日生観光情報センターサンバースの指定管理者にの指定についての審査を行います。

議案第147号について質疑を希望される方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第147号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第147号の審査を終わります。

***** 議案第148号の審査 *****

議案第148号日生鹿久居島古代体験の郷まほろばの指定管理者の指定についての審査を行います。

○石原委員 指定期間が1年間になっていますけれども、期間について御説明いただければ。

○横山日生総合支所長 まほろばを1年間に今回したのは施設がかなり老朽が進んでいまして、それに係る存廃を含めた今後の在り方を検討するために長期にするよりも短期間ずつで様子見ようかということで今回1年間にさせていただきました。

○石原委員 老朽化が進んでいるでしょうけど、8年度中ぐらいで今後どうしていこうかということがあらかた示されるというか、方向づけがしていくということで、検討。今後について。

○横山日生総合支所長 委員言われる8年度中に結論が出るかどうか分からぬですが、それに向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第148号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第148号の審査を終わります。

***** 議案第149号の審査 *****

議案第149号ふれあいの館かぜまちの指定管理者の指定についての審査を行います。

○尾川委員 この施設は北前船とは全く、その関連施設じゃないのか。

○横山日生総合支所長 直接は関係ありません。

○松本委員 住民の方の意見の一つにクーラーとかいろんな改造してよくはなったけど、僕も調べてないけど、例えば大多府のマップを置くとか、観光案内所を置くとか、大多府に行った人は、そんなパンフレット一個もないと言っていたけど、どんなでしょうか。

○横山日生総合支所長 委員おっしゃるとおり施設の中にはそのようなパンフレットとか案内はありませんので、今後配置するよう管理者と検討してまいります。

○松本委員 実際利用客は外のほうが多分これ固定客は多いと思うけど、日生の人でもかぜまちを知らない人が多い。だから、利用促進を含めて案内所にパンフレットというか、案内所、置いてほしい。

○森本委員長 要望ということでお願いします。

それでは、これより議案第149号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第149号の審査を終わります。

所管事務調査に入らせていただきます。

***** 総合支所部の所管に属する事項について *****

総合支所部の所管に関する事項についてです。

報告事項をお願いしたいと思います。

○新庄吉永総合支所長 吉永総合支所の整備事業の進捗状況につきまして、御報告させていただきます。

吉永総合支所の建て替え等を検討するための測量調査設計委託についてですが、令和7年6月の補正予算で承認いただきまして、現在落札業者により基本構想の策定作業中であります。10月7日に契約を締結しまして、それ以降隨時打合せ等を行っている状況でございます。

その策定作業をするに当たりまして、吉永地域の皆さんの御意見を頂戴するため、来年になりますが、令和8年1月14日の水曜日に地域懇談会を開催する予定としております。来週早々に地元の地区長宛てに案内状を発送することとしております。

なお、委託業務の成果が出来上がりましたら委員会でも御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○尾川委員 大枠というのはあるべきというか、いろいろこれから意見を聞いていくから構想を練るでしょうけど、方向性はある程度定められているのか。

○新庄吉永総合支所長 まだ、検討段階でございまして、これから詰めていくというところでございます。

○尾川委員 例えば今ある辺りに建て替えるのか、それとも駅のほうへ持っていくとか、要するに場所的な問題を含めて白紙と理解したらいいのか。それとも、ある程度はもうこら辺で考えているのか、市として。みんな言いたい放題言うと思うけど、実際どこまで意見を取り込むかということはまた別の話で、構想計画は全く白紙ですか。

○新庄吉永総合支所長 これからそのあたり協議をさせていただくところになります。1月14日に吉永地域の皆さんに御意見をいただきながら、場所等につきましてもその後策定作業の中に盛り込ませていただきながら、府議等々で協議をしていただくというところでございます。

現在は白紙の状態で、これから検討をさせていただくということでございます。

○尾川委員 テクニックとして白紙の状態で市民から聞いて、それでどういうふうに、今までそんなケースがあるのか。あんまりない気がする。ある程度市が主体性を持ってアウトラインをつくって、あと細かい点については補足する程度で、流れそのものはある程度決まったものがある気がする。今回は場所も含めて全く白紙と理解したらいいですか。

○新庄吉永総合支所長 現在は基本構想というところで、まずは場所の選定からという形になりました、その後にその建物のレイアウト、会議室を何個つくるかとか、2階建てにするのか、1階建てにするのか、そういうものはまだまだこれから先の話というところで御理解いただけたらと思います。

○森本委員長 この件に関してよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○瀬尾三石総合支所長 三石ふれあいセンターへのコンビニ誘致の途中経過ですけど、御報告させていただきます。

先日、12月15日に公募型のプロポーザルを実施いたしました。結局1組の方から応募がありまして、その方の提案を審査した結果、出店予定者として決定いたしました。今後、この出店予定者の方と以前のコンビニ店内の備品類を使う予定ということで、所有者と今後交渉をしていく段階であります。正式に交渉が成立して出店が可能となったらまた当委員会で正式に御報告させていただきたいと思います。

○尾川委員 前の人の関係で債権、権利関係はどうなっているのか。

○瀬尾三石総合支所長 前回の経営者と施工業者等との契約により施工業者が所有権を持っていると聞いております。

○尾川委員 一応応募があった1名人にお願いしようということで、市はオーケーという返事されているのか。

○瀬尾三石総合支所長 民と民の売買契約になると思いますので、市は関与できないんですけど、応募する前の段階でそういう中の備品類の所有権は施工業者が持っているということで御説明しておりますので、今回の出店予定者決定ということで交渉をこれから重ねるというか、していく段階になっております。

○尾川委員 建物そのものは市の建物か。

○瀬尾三石総合支所長 建物は委員言われるとおり市の建物で、中の大きな冷蔵庫とか棚とかというのは前にコンビニを出店する際に内装業者が設置しまして、所有権はまだ中のものについては施工業者が持っているという状況です。

○尾川委員 その建物そのものの使用貸借、貸し借りがあつて、市とすればその辺の権利関係はどうしているのか。

○瀬尾三石総合支所長 委員言われるとおり建物自体は市のものなので、一応使用許可を出して使用料を頂くという感じです。

○内田委員 出店予定者はポプラ系ですか。

○瀬尾三石総合支所長 オーナーの方は個人の方で、コンビニ会社はまた別のところですけど、きつき説明したとおりまだ交渉段階で、ひょっとしたら出店しない可能性もありますので、正式に決まつたらまた当委員会で御報告させていただきます。

○森本委員長 ほかの方でよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

報告事項もうないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

所管事務調査に移らせていただきます。

委員の方で何かございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

総合支所部関係の所管事務調査を終わらせていただきます。

***** 建設部の所管に属する事項について *****

建設部関係、都市計画課、建設課、水道課、下水道課、通信制高校整備推進室の所管に属する事項についての報告事項、所管事務調査を行います。

報告事項ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

所管事務調査へ入らせていただきます。

○山本委員 通信制高校ですが、今どのような現状か。

○井上通信制高校整備推進室長 過去の市長一般質問の答弁にもございましたように、4階は通信制高校も含めて活用方法を検討することとしております。活用方法を幅広く検討するためにどのような活用用途があり、民間事業者がどのような条件であれば参入してくれるのか、そういうものを整理した上で事業化への検討を行っていきたいと考えておる状況でございます。

○山本委員 いろいろ検討しているという答弁ですから、通信制高校の話は前向きに進んでいるとかではないと解釈してよろしいか。

○井上通信制高校整備推進室長 前向きかどうかというのはとらわれ方によって変わってくるので、あれですが、いろいろな活用方法を考えているということでの答弁とさせていただきたいと思います。

○内田委員 いつまでに示すかという目標は立てられているか。

○井上通信制高校整備推進室長 一応来年度以降、4階通信制高校を含めての活用方法についてサウンディング調査とかを行いまして、繰り返しの答弁で申し訳ないですが、通信制高校も含めた活用方法を検討していきたいと考えております。いつまでというのはこの時点での回答については差し控えさせていただきたいと思います。

○内田委員 成り行きで行くということで理解していいか。

○井上通信制高校整備推進室長 繰り返しで申し訳ないですが、様々な用途を活用した上での活用法を検討するということで御回答いたします。

○尾川委員 今の話聞いたら、要するに通信制にはこだわってない、いろいろほかを考え出しますと理解したらしいか。通信制が第1で、それを目標に何とかしていこうとしているけど、それはもう諦めていると言ってもらわないと分からないので、その辺を教えて。

○井上通信制高校整備推進室長 通信制が第1という考え方ではなくて、全くフラットな状態で考えていくと認識していただければよろしいかと思います。

○尾川委員 通信制も報道されていたのを見たらある程度目算というか、あそこまで報道があつたが、首長が替わったから撤退したと思うけど、ニーズは別としてそういうことをやろうとしていると思って、それがただうまいことバトンタッチがいかないから時間がかかるのかなと勝手な解釈、推定しているけど、要するに、それもあるけど、ほかもあると、全く新しいスタートラインに立っていると理解したらしいのか、それともある程度今までの走りに沿っていきますと、そのあたり教えて。

○井上通信制高校整備推進室長 スタートラインの位置関係については前回までは通信制高校がスタートラインであったものが、様々なことを考えていくというスタートラインになったというところでございます。ですので、通信制高校をやるという格好のスタートラインの位置が変わったという感じで認識していただければありがたいと思います。

○松本委員 そしたら、こういう機構改革の中でこの通信制高校どうのこうの入れずに4階利用何とか室と名称を変えればいいのではないか。

今の答弁だったら通信制にこだわらないということでしょう。そしたら、こんな表現は。4階利用計画室とか、検討室とか、それは適当に考えてください。そのほうがいいと思う。

ただ、今の通信制にこだわる必要ないと思う。もっともっと市民の要求を掘り起こすというか、もっと別に。期限言ったけど、期限はいつでもいいです。利用し出したらランニングコストが要りますから別にそんなに急ぐ必要ないと思う。だから、ゆっくり考えればいいと思いますけど、どうでしょうか。

○井上通信制高校整備推進室長 松本委員のおっしゃることも一つの考え方として捉えます。様々な用途を考えていく中で、参入するという事業者の方々それぞれ参入する上で投資的効果等々を考慮する時間がかなりかかると思いますので、一つの期限というものをどこに決めるかはサウンディング調査等しながら、事業者の聞き取りをしながら決めていくことが必要であると認

識しております。

○松本委員 緑陽高校に市の定時制高校があります。緑陽高校がなくなったら例えばここを利用するとか、日本語教室をもうちょっと充実させようと思ったらここを利用するとか、障害、不登校ですか、そういう対応の教育施設とは言いませんけど、そういう対応に当たるとか、いろいろあると思う。私はそういうことしか浮かばないけど、まだまだいろいろあるかな。だから、ゆっくり考えりやいいと思う。

○井上通信制高校整備推進室長 通信制高校といえ教育分野の中の一つの通信制というのもあれど、先ほど松本委員が言われました日本の学校、国際交流のような学校という施設というのも考えられると思いますので、それはサウンディング調査した中でそういった業種の企業も手を挙げられればそういったことも検討する中の一つのワードになるかと思います。

○尾川委員 組織図見たら今は建設部の通信制高校整備推進室になっているので、来年はビーテラス係になるのか。

○梶藤建設部長 機構のことになるんですけど、基本的に広く活用を見いだすということになりますので、機構が通れば総務部の中に施設マネジメント推進課があります。その中にビーテラス係があります。その関係である程度活用についても考えていくようになるのかなとは思っております。

○尾川委員 人はまだ分らないのか。井上課長がそこへ行くと思っている。じゃあないと仕事の引継ぎができないと思って。

○松本委員 例えば4階を民間委託できるのか。民間というより広い意味かも分らないけど、例えばオフィスの事務所に貸すとかも可能か。補助金とかもろもろの関係で駄目ですか。

○井上通信制高校整備推進室長 そのあたりは用途というものが様々なものがまだ決まってない状態でお答えしかねます。

○松本委員 そういう活用もできるのか、法的というか。補助金をもらっているわけだから、そういう関係でできるかどうか。

○井上通信制高校整備推進室長 4階のフロアの中で通信制高校として計画していたところの部分については国の補助が入っていないエリアになりますので、民間での活用も検討する余地がある場所になります。

○松本委員 ということは、もうどつかの企業のオフィスに使ってもいいと。補助金とかそういう法的な関係で問題を問うているわけで、どうでしょうか。

○井上通信制高校整備推進室長 民間に貸す上で条例整備等できれば可能であるのではないかと認識しております。

○森本委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

通信制以外で。

○石原委員 水道に関して、この間スマートメーターでお尋ねしたけど、もう少し確認もさせて

いただけたら。

先日の御答弁で現状では設置が6, 410個だったけれども、当初の導入時の目的は検針業務の合理化、中には漏水であったり異常を検知して高齢者の見守りにと。

漏水を検知した場合はどこへどういう形で通知が行くのか。

○杉本水道課長 まず、漏水を検知した場合につきまして、これは見守りサービス等を登録していただいている方にはなりますが、まずスマートメーターからの自動検針の値がクラウドを通じてそのデータを把握するようになります。それで、このクラウドを通じて登録していただいている方につきましてはアラームメールという形でメールの登録先の方にスマートフォン、パソコン、タブレットへお知らせメールが届くというようになります。

○石原委員 何らかの連絡をしていただく方の登録されている方が60何件と言われたのか。

○杉本水道課長 はい。

○石原委員 漏水があった場合、登録されている方がめちゃくちゃ少ないというイメージで捉えたけど、せっかくのメーターで。だからそこまで望んでいないのか、求めてないでしょけど、市民の皆さん。でも、漏水を検知した場合本体、こっちのほうへは当然異常検知の通知は来るのか。

○杉本水道課長 メールの送信先には通知しておりますが、市で定期的に一月に1回ぐらいでございますが、一応異常な数字が出ている部分について確認をさせていただきまして、電話によりお知らせをさせていただいている状況でございます。

今申し上げたのは登録なしの方で異常な水量といいますか、漏水がある場合には電話でお知らせをさせていただいている状況です。

○石原委員 それが月に1回程度。

○杉本水道課長 そうです。

○石原委員 勝手なイメージですけど、そういうシステムが構築されていて、何かの異常があつたら即座に本体へつぶさにアラームが鳴る、それが日々本体へは通知が来てというのかなと思っていたけど、ないということですか。

○杉本水道課長 今あるシステムでは登録されている方のみ警報といいますか、アラームのメールが届いている状況でございます。

○石原委員 設置されると件数のうち、それが僅か約1%ですね。

○杉本水道課長 おおむね登録件数が60件でございますので、約1%程度でございます。

○石原委員 これまで吉永、日生の一部、西鶴山、東鶴山、だから中心部がまだこれからというところでしょうけど、設置される際にはそこのお宅の方に、こういう機能を持ったメーターをつけますので、そういうこともしっかり御案内も差し上げて、登録すればこういう通知サービスも受けられますということで、そういう形で説明も御案内もされながら設置が進んでいるということでおよろしいか。

○杉本水道課長 一応、そういう御案内も差し上げております、それから水道課のホームページ

ジにも掲載させてはいただいているのですが、なかなか周知が進んでいないというのが現状でございます。

○石原委員 御提案時でしたか、令和5年3月の委員会へこういった事業内容ということで資料が出てきて、さっき言われた集中監視、自動検針サービス、料金システム、それからその下にオプションになるのか、24時間駆けつけサービス、ライフサポート24みたいなのも含まれていたけど、住民側で費用負担するサービス、実費負担でしょうけど、このサービスもオプションでしようけど、整っているということでおろしいか。

○杉本水道課長 今のサービスにつきましては、現段階ではサービスの提供はできておりません。

○石原委員 このサービスも含んでの契約だったと思いますけど、まだまだこの部分はこれから検討中ということで捉えさせていただきました。

それから、逆に水道の開け閉めの動きがあまりにもないという場合を検知したときも同じことで、通知者を登録されていればそこへということだったけど、開け閉めがないのはどれぐらいの時間でしたか。

○杉本水道課長 開け閉めは24時間以上で連続して使用がない場合に安否確認のメールが届くようになります。

○石原委員 そのケースもさっきの漏水のときと同様におおむね約1か月に1回程度こちらでチェックをされてということですか。

○杉本水道課長 そちらのほうにつきましては、特にお知らせはしておりません。

○石原委員 今後も年間2,000台ほどを目途に設置更新を進めていくということか。

○杉本水道課長 全体で約2,000台整備していくと、全戸がスマートメーターになるとということで、そのように計画を考えております。

○森本委員長 スマートメーターに関して関連でございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかのことで。

○尾川委員 一般質問で触れたけど、住宅の新築戸数について、総合計画の9ページに書いてあるけど、2024年あたりの数値はどういうふうに。23年は31戸、2024年はどの程度、去年も分かれば、数値を教えて。

○井上都市計画課長 2024年度の住宅新設戸数は41戸になります。

○尾川委員 2025年はまだはっきり把握していないですか。

○井上都市計画課長 2025年度につきましては把握してございません。

○尾川委員 9ページによると2023年備前市が31軒に対して瀬戸内市は163軒、このあたりどう分析されているのか。

○井上都市計画課長 建設コスト自体は年々物価高騰により高くなっています。そういう中で、費用をかけて建物を建てるときにより岡山に近いところという方々が瀬戸内市に住宅を建て

られているのが現状ではないかと想定されます。

○尾川委員 令和8年度の当初予算で市長の答弁では何か色気のあるような、要するに新築に対しての補助金、従来やってきとった新築の補助金、金額はさておきそういうスタンスのことを言われたけど、現場的にはそういう予算措置をされる予定はあるのか、そのあたりの計画はもう従来どおりでないのか。

○井上都市計画課長 市長の一般質問の答弁でもございましたが、現在鶴海地区に住宅地を整備しており、補助金というよりもそちらの住宅地の供給っていう方向に転換して進めていきたいと思っております。

○尾川委員 担当者とすれば、そういう数字を生かして何とか人口減少に抵抗、少しでも逆らうという考えは、そういう分析で来年度も継続して鶴海地区につくっていくという考え方か。

○井上都市計画課長 先ほど鶴海地区での住宅供給というのを御説明させていただきましたが、ほかにも空き家バンクに登録していただければ改修等の補助もございますので、空き家の活用も一つの住宅施策の方向といたしまして広く市民の方にも活用していただきたいと思います。

○尾川委員 人口減少というと住んでもらう、よそから引っ張ってくるというのは競争して時代は済んでいるかも分からぬ。ある意味魅力をつくる、私が思うのは新美術館であり、新図書館であり、ビーテラスであるということで考えて、備前市は合併時からしたら1万人、毎年500人ぐらい減少しているから、20年やったら1万人になるからね。よそは3,000人ぐらいです。だから、その辺何か考えなければ、結局学校の統合の問題は出てくるし、今まで小学校を残すと言うけど、もう複式になって、子供の教育は本当十分できるのかと、そういう結果論だけ、ずっと続いて出てくるので、増やすことは無理としても減り方を減少させる方法を対策としては何かを考えていくのがこの総合計画と思う。

ウエルビーイングとか言っているけど、それはきれいごとであって、要はいかに自分のところへ、備前市の魅力ある町をつくって1人でも逃げずに残ってくれるかということに注力しないといけないと思う。だから住宅、詭弁かもしれないけど、100万円と550万円出しても今まで40か50代ぐらいしか。よそは180、160という数字の新築がある。実際結果的にはそうなっているから、50万円や100万円出したからといって関係ないと言えば関係ないけど、それでも1軒、2軒でも。100万円や50万円出した人が実際本当に、本来備前市に住む人に出していたのか、それとも本当にしかすると外へ家をつくる人が引っ張ってこられたのかというのは実務者しか分からないところだけど、何か方法を取らないと結果的にもう。

基本計画を見ても瀬戸内市が多いと思っていたら瀬戸内市より備前市のはうがプラスになっているという現実。どうしたら魅力をつくれるかという。

極端だけど、座して死を待つか、打って出て死ぬのかというみたいに選択の場合でこういうことをやっていく必要があると思ってしつこく同じことばかり言わせてもらっている。住宅戸数とか、人口とかは結局じり貧になってきたら職員だって必要ないということになって。図書館要らない、そうじゃねえ、魅力ある図書館なんか10年も20年も後れているから。赤磐、瀬戸内

市に比べて、赤穂市にしても。それだけ差は出てきているわけだから、その辺を見て政策を立てもらうのは私たちが文句ばかり言うだけで計画立案してというたって役割が違うから、ぜひそういうことを再考して、何がいいかというのを。いかに定着、移住・定住増やすために何か方法を、今空き家を充実してきれいにして住まわせると、それもやつたらいい。空き家を潰すだけじゃなく生かすのにどうしたらしいかをぜひ考えて、この機会に。来年の予算に備えて考えてもらいたいというのがお願いです。

○井上都市計画課長 尾川委員の意見は重々理解できるものでございます。受け身だけでなくして備前市のよさをPRできるように広報活動等を今後進めてまいりたいと思います。

○森本委員長 新築住宅の件に関して皆さん関連はないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、何かございましたら。

○石原委員 残土処分場の整備は2月末でしたか、工期は。そこを目指して順調に進んでいるのか。

○岡村建設課長 工期延期をさせていただきまして、今現状としましては一番下流、下、堰堤を行っておりましたが、それが完成しております。その箇所に貯水池を設けるようにいたしておりますが、そこの施工を今行っておりまして、工期内完了ができる形で、そういう見込みで思っております。

○森本委員長 処分場に関してはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

建設部関係終わらせていただきます。

***** 建設部の所管に属する事項について *****

産業観光部に入らせていただきます。

報告事項等ございますか。

○神田観光・シティプロモーション課長 本日お手元にお配りさせていただいてございます資料の御報告をさせていただきます。

あくまで現時点での予定の内容になってございますが、お示しできるものとして簡潔に資料にまとめさせていただきました。

まず、内容につきましてですが、備前丸の運航計画のロードマップとして一番上段のところから船舶の基本仕様といたしまして船名が備前丸、全長15メートル、総トン数19トン、最大搭載人員が47名となってございます。建造会社様は常石さん、クラフト&ファシリティーズ株式会社様で、今現状考えてございます主係留施設といたしましては備前市の寒河港、そちらのほうを考えておりまして、さらに検討中の係留施設といたしまして護岸係留にはなりますけれども、東備港の片上湾も併せて検討中でございます。さらにこれは一時係留にはなろうかと思いますが、鶴海港につきましても水深的には可能でありますことから、その部分につきましても検討をさせていただいている最中でございます。

次の項目に参りまして実施スケジュール、これもロードマップのあくまで例示という形にはなろうかと思いますが、昨日船の竣工検査をしてまいっております。先般議員各位には御案内文を送らせていただいておりますけれども、12月25日に議員様向けの内覧会を日生でさせていただくということで御予定をさせていただいております。

それから、あくまで今もう最終急ぎ調整中でございますけれども、2月5日にできますれば完成式、記念式典的なお披露目式、これにつきましても関係者向けの公開といたしましてさせていただければということで急ぎ進めてございます。

これも今の現時点での予定ですけれども、条例名も決まってございませんけれども、何かしらの料金設定が必要であったり、条例制定を定例会で提案させていただくことができればということとで今動いてございます。

それで、令和8年4月、4月から第22条に書いてございますけれども、海上運送法がございまして、海上運送法の第22条運航、内容といたしましては一般の不定期航路事業としての運航ということからまず始めさせていただくことができればと考えてございます。

次の項目へ参ります。

運航フェーズ計画といたしまして、第1段階としては先ほど申し上げました第22条運航ということで、一般不定期航路事業の登録制に係る航路展開になります。第2段階といたしまして海上運送法の第21条が許可、旅客不定期航路事業の許可事業になりますけれども、許可に基づく航路展開をしていくことができると考えております。当面直営運航は想定してございません、指定管理あるいは運航委託で進めることができると思っております。

旅客船につきまして、13名以上での同一航路運航については登録制の第22条運航の場合年3日以内という制限がありますけれども、あくまで同一路線といいますか、航路といいますか、そこが3日という考え方でございますので、海の中で違う航路を通ればそれはまた別のカウントということになりますので、実際は3日に制限されることなく数十日程度は1年間で行けるかなという考え方で今玉野の海事関係の中国運輸局の支局と御相談、御協議をさせていただいております。

あくまで反復的、継続的運航になれば今度は第22条の登録制に基づく運航では駄目で、あくまで第21条の許可に基づく運航形態が必要になってまいります。その場合ですと、許可支度におおむね標準処理期間として6か月、半年程度許可がいただけるまでに期間を要するというのが左側のページの御説明になります。

続きまして、右側、諸手続の流れになりますけれども、海上運送法の手続体系を上段の表で第22条と第21条に先ほど申し上げた内容を雑駁にはりますけれども、まとめてございます。

端的に申し上げますと、私の理解では第22条運航は海上タクシーとかチャーターによるクルーズ船、そういった特定の者、自己の用に供したり、特定の者に利用していただくというものが上段の第22条運航と理解をしております。

一番最後の関連手続一覧のこの表ですけれども、ここで1点お断りがございまして、下から3

行目一番右の備考欄、船長、甲板員に義務づけと書いてございます。板の字に誤植がありました。大変失礼いたしました。おわびして訂正いたします。

この上段から申し上げますと、まず2月定例会で観光船の仮称になりますけれども、観光船の条例制定を提案させていただくことができればと。それと同時並行で第22条の登録申請、登録申請もこれについては登録の処理期間が1か月程度になりますので、4月からの運航であればそれに間に合うようにさせていただくことができればと。これも海上輸送法で旅客1人当たり5,000万円以上の人に対する保険、これに加入しなければならないとなってございます。そういったのも当然運航開始前に必要でございますし、逆に船長とか甲板員に対しても特定教育訓練であったり、運航事業者に対して安全管理規定の策定を求められたりというのがマストになってきていますので、そういうものを進めていくと。

第22条運航がいつからできるかというのは春先以降になろうかと思いますけれども、それと併せて第21条運航の許可申請の手続を進めていきたいと考えております。

○松本委員 こういう資料が出るのは2年前に、少なくとも1年半前にこういうことは出なきやいけないわけじよ。それが今頃出るということ自体が異常です。

私ここ1年半のことについてはこういうことも含めて指摘してきたつもりですけど、何を聞かれていたのかと思う。この間、北前船での質問ですけど、何名この担当者が替わったのか。何かそういうところも含めて体質的にこの問題に関する役所内部の弱さ、議論に対する軽視があると思うけど、その点どう思いますか。

○神田観光・シティプロモーション課長 人事異動の関係で何人の方が携わってこられたかというのまでは把握してございません。

委員おっしゃられるとおり、こういった資料も含めてできることであれば運航形態としてこういうプランを考えているというのも併せて出させればよかったですけれども、先ほど申し上げた繰り返しになりますけれども、中国運輸局の玉野支局さん、海事関係のところ、あるいは東部支局さんも含めてそういうところの調整をさせていただいている、同時並行でもう急ぎ進めてございますけれども、ただ今現状お出しできる状況じゃないというところで取りあえず今日についてはこの資料。また、その展開が逐一進むようであれば隨時早めに報告させていただけたらと思っております。

○松本委員 この間に至る市役所の対応、誰の責任か、担当課でしょうけど、そういう人たちが真面目というたらおかしいけど、市長命令じやからいろいろ役所の中で事情があったかも分かりませんけど、こういうことが調べられずに、本当はこういう文書は1年半ぐらい前には出ていないといけない、調べないといけない内容だったと思う。そういうことが何もなしに現在に、今日に至ってこういうものが出るというその体質についてどう思われますかという質問だった。

○神田観光・シティプロモーション課長 お答えができる部分が御門違いになろうかもしれませんけれども、備前市の服務規程に基づき職員の方につきましては銳意引継ぎ等も適宜行って、適正にできることは精いっぱいさせてきていただいているのではなかろうかなと思っております。

そのときそのときのフェーズによって状況が異なりますので、どのタイミングで委員会へ御報告できるかというのはまた別の話になろうかと思いますが、このたびはこういう形で御報告をさせていただくという話での御答弁になろうかと思います。

○松本委員 こういう議論をしてもしょうがないが、担当者が替わったからしようがないけど、例えば委員会とか本会議の一般質問でも私はこうのことについて聞いたこともあります。運航計画とかなんとか、そういうことじやなしにこういう事業をやるために下調べは当たり前のことでしょ。私ももう1年ぐらい前から船を運航している方々とかこういう仕事をしている方に、海運局すぐ許可すりやへんよ、そんなこと知っとんかと僕は言われたことがあるけど、そういうことを含めてずさんな対応だったと思う。そういうことを指摘だけしつきます。

○尾川委員 今松本委員言われたけど、肝腎なところで何でそうなったのかなと思う。桟橋造ります、こういう運航しますという提案があったわけじや。担当者は別にして備前市が言ってきたことだから、それは責任持つてもらわないといけないと思う。こっちも議決して、桟橋造るについては修正案かけたけど、何かそういう運航は当然お任せしてそこまで詰めてないから、こっちはすれば当然そういうことは。市長は私は何も聞いてないと答えられた。聞いてないというならこっちの者は桟橋造ってこういうふうに運航して。最初は万博のお客さん連れてくると言っていたけど、そういう運航はできるという前提で考えていたわけ、こっちは。それが年3日以内とか。極端な話をすれば、離島の補助をもらって、離島からこっちのほうへ来ればもう離島になるからええなと考えていた。離島扱いにして補助をもらえば少しは軽く行けるからと、費用は少なくて済む。

船を売れとかなんとかという意見はあるけど、どう活用していくかということで財政的には財政部長は何とかなると言われるから。その辺ある程度明らかにしてもらわないと。何でそうなったのかを言いたい。

もう一つは、車椅子が乗らないと聞いている。車椅子はそういう定期船にできないと。障害者が乗れない船は定期船に使えないということを、本当かどうか、その辺の確認をしたい。

○森本委員長 建造の担当の大森参与をお呼びしていますが、今教育委員会会議、12時までされているので、午後からでよければお呼びするので。

○尾川委員 どうしてそうなったかということをある程度組織的な問題があるなら組織を少しはいらっしゃれると、担当者をころころ替えるだけではいけないということを具申してくれ正在っていいる。

○森本委員長 車椅子の件も含めてこれ午後からさせていただきたいと思いますので、休憩に入ります。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○森本委員長 委員会を再開いたします。

車椅子が乗らないという質疑がございましたが、その答弁から。

○大森生涯学習部参与 それでは、車椅子について報告をさせていただきます。

今回の船につきましては水戸岡先生のデザインを先に発注をいたしております。水戸岡先生のデザインができた後に常石にプロポーザルをいたしました。最初は観光船でしたので、バリアフリーの適用除外ということで車椅子等が通るような扉、通路、それらは設けない形で水戸岡先生にも常石にも発注していた関係で、それらは考慮していない観光旅客船となってスタートしたのがこの備前丸です。

○尾川委員 結果的にはそういうことだけど、今の時代バリアフリーの設備はどこでも当然ベースになると思う。そのあたり水戸岡先生のデザインで観光船という限定使用でという説明があつたけど、別に疑問なことはなかったのか。

○大森生涯学習部参与 それ以前に、19トンの船を造りますということを示させていただいているとは思うんです。この19トンというのはトン数ではなくて実は客席とか操舵室とか、その四角く囲んだ部分、体積が出る部分の立方面積、立米数を足して139、ちょっと待ってください。決められた数字の中の体積を出して、それに係数を掛けてトン数にするんです。そうなったときにある程度の定員、それからそれらの空隙の体積、それを踏まえたときにバリアフリーになると通路含めて人数等がかなり少なくなるというような形もございましたのと、観光旅客船というのである程度の人を乗せたいというコンセプトでもスタートしたように思います。

○尾川委員 その辺の発想というか、出発が観光船であろうが、観光旅客船であろうが、人が乗るということは障害者の人もおって、車椅子の人もおるという今の感覚からしたら今さら言ってもしようがないけど、出発点も設計士の水戸岡先生にしてもそんなものかなと思って。障害者がある人も観光船に乗る人もおると思って。排水量が19トンという問題もあって、制約もあってということでしょうけど、疑問な、複雑な思いで。

定期船と観光船とどう違いがあるかという是有るけど、要するに用途をフレキシブルに使うような感覚でいったらいいと思う。年寄りが乗るか、子供が乗るか、空いているときは。ただで乗せるのか、有料にするのかは別にして、子供の海洋体験、それから時間があるというと年寄り、あるいは瀬戸内海の風景を満喫してもらうためにぜいたくかもしれないけど、用途としたら幅広い用途に使えばいいと思っていて聞いてびっくりしたけど、そんな説明してほしかったから排水量とかいろいろ通路とか今頃そんなのかなと思って。

話が違うけど、ビーテラスでAEDが今頃ないというてこれ補正も組んでいるようなのも、の一と思うけど、それが違うのかも分からぬから聞きたかった、確認です。

○石原委員 さっきの御説明、それからお昼の休憩で下へ下りて知り合いの市民の方とお会いして、観光船のお話をやり取りしていたら、その方いわく大変じゃろうから、市でもりするのは。東南アジア辺りが活況のようなので、どこか買ってくれるところがあるんじやないん、東南アジアぐらいでみたいな。市民の感覚としてはそういう方が多いのかな。すごい議決を経て進んできただけれども、市民の感覚というか、思いと随分と乖離があるのは、執行部の皆さんも肌感覚でしつかり伝わっているとは思うけれども、そこをどう解消して、効率的な費用対効果を上げるべく

運航が進むかというところですけど。

今の御説明でまずは第22条、申請から約1か月で許可、認可が下りるということで、まずはそこからということですけど、4月を目途にスタートして、いずれは第21条のほうへ移行を目指しておられるけども、今の想定、思い描く範囲でまずは4月から第22条で不定期で運航を始めて、第21条への申請はその後即座にという感じで想定をされているのか。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほどの説明で言葉が不足していたとおわびするんですけれども、第22条の運航の前段で登録前運航という部分で例えばピンポイントでのイベント事で使えないかとか、そういうのも併せてその間の間今海事局とも調整、質問等投げさせていただいている状況でございますので、場合によったら4月を待たずして何かしらのピンポイントでのイベント事等での運航が認められればそういう可能性もゼロではないというところを今同時に検討してございます。

先ほど委員おっしゃられたように、第22条運航については今回のロードマップですと4月以降ということで、それと同時並行で第21条の許可申請もさせていただく運びで今のところは考えてございますが、そういう予定になろうかと思います。

○石原委員 第21条運航のところ、右側の点線の枠で囲われたところを見てみると条件が記載されていますけれども、比較的これを読むだけだと緩やかな規定なのかな、航路は定めるけれども、一応。時刻表は公示しないだからもう時刻の設定は必要ないということで。

○神田観光・シティプロモーション課長 委員お見込みのとおりで、時刻の設定は不要でございます。時刻の設定が必要なのは、定期航路の一般定期航路事業というものに該当するらしくて、定期的に時刻表を公示して運航するというのがまた別途ございます。それも許可制ではあるんですが、今回ロードマップに上げさせていただいている枠組みではないということでございます。

○石原委員 現時点で備前市として考えられるところの予定でしょうけど、備前市が選択して許可制をいただいた場合には航路を定めて時刻表はあえてつくったり、組み立てたり、公示、もう表示はされず、これ乗客がおられなかつたら運航しないから時刻表がないような運航で乗客がおられなければもうそのまま動かすということも思い描けるけど、そういう感じ。

○神田観光・シティプロモーション課長 左側の括弧書きの不定期航路と両方ともなってございますけれども、あくまで定期航路でございませんので、事前予約制で事前にこういう方が来られるとかというのは当然あろうかと思いますけれども、そうでない場合、逆に言うたら閑散期という話になるのか、予約がない場合とか、そういうところになれば当然運航もしないというのが不定期航路でございます。

○石原委員 乗り合いが禁止というところを御説明いただければ。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほどの言葉尻としては第22条運航がどちらかというと特定の者を対象にというのが今言われているものです。第21条の分は不特定という部分なので、乗り合いという話になるとその特定のほうに係るケースに該当するという判断でこういう記載をさせていただいているます。

○石原委員 船についてのところで市長だったか、一つは特に中学生ぐらいですか、海洋教育の一環で京都府内の中学校ですか、今でも日生のほうへ修学旅行で訪れられて継続してたしかあると思うけれども、そういう流れで例えば修学旅行の一環であったり、研修等々でそういった年代の中学生なんかが少しでも訪れられてというのを想定、一環としてこういった船も利活用も思い描けるのかなと思うけれども、まずはスタートする、第22条運航の登録制でいきますとさつきおっしゃったのかな、そういう場合にも日生を出でぐるっと回ってというようなコースを設定したときに、同一航路は年3日以内という規定がございますけれども、全く同じ航路じゃなければ言わないので。似たようなコースでも何日でもオーケーという捉えでよろしいでしょうか。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほど、御指摘いただきました中学生等々の教育旅行的な修学旅行も含めてですけれども、これになると間口を広げますと不特定多数になります。ですので、例えば市内のA小学校、B中学校とかというような特定のやり方であればいいけるのでないかなというのを今模索しています。海事のほうにもそういう問合せもさせていただいてございますので、その回答によっては第22条でそういうことも可能かな。ただ、一般に例えばいろんなオールジャパンで修学旅行生を受け入れるとか、そういったところになると今度は不特定になりますので、制度設計上。それはもう許可でないと厳しいという判断をしております。

○石原委員 これから数日後に船が来て、実際には4月からでしょうけども、来年度を思い描くときに執行部としては運航形態、恐らく指定管理、委託あたりを目してというところでしようけれども、あくまで試算のようなもので年間、さつきの第22条、第21条というところもありましょうけれども、大体の見込みというか、これぐらいはかかるであろうというところ、試算あたりはされたりしているのか。

○神田観光・シティプロモーション課長 これにつきましては、試算を今現在している最中でございます。当然、その指定管理者の受託となると相手がおりになられることですし、議決事項にもなります。ですので、そういったところも視野に今業者、候補者になり得るところも視野に何社かお話をさせていただいている最中というのもございます。どことは今現状申し上げにくいですけれども。

それから、そうじゃない場合の運航、一部業務委託等々、これにつきましても先ほどの海事局等との協議の中でイベント事なんかの使用形態を登録制までに使えるのか、あるいは登録制後にどの程度それが可能になるのか、先ほど航路の登録と言いましたけれども、どちらかというと私の中では海域区域というような捉え方をしていまして、第22条については。その中に行くというようなイメージで考えていますので、年間数十日は行けるだろうという解釈はしてございます。

○尾川委員 第21条、第22条の運航、何でこんな規制、要するに定期船の商売の邪魔をするなよと理解したが、定期船を運航している会社に委託すれば別にどういうことはない。障害、要するに車椅子が乗らないというのは定期船が使えないのかどうか、だったらそれはだめとしても、商売の邪魔をしなければ別にこの法に触れないのでは。同じところがしたらそういう制約は

食らわないのではないか。この辺そういう解釈していったらいけるのではないか。

要するに一番が過疎というか、離島補助みたいな形にして運航していけばいいと思うけど、そういうのは無理なのか。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほど委員おっしゃられた例えは第21条ですと一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業が第21条に該当します。先ほど委員おっしゃられた定期航路というのは一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を告示して行う船舶運航事業という法律のたてりがあるらしいです。もともとその法でなぜそれを分けているのかというのは私も存じ上げてございませんけれども、場合によったら運航事業者によっては両方の許可を取られているような方がいらっしゃるとすれば、そういう運航はできようかなと。

○尾川委員 船はA船、B船で、Aというとき定期船使うて、Bは観光、そういうふうにする人が適当に動かせると思うけど。

○神田観光・シティプロモーション課長 あくまで法の趣旨として分かれています、その許可を双方に持つとられればそれぞれにそれぞれのなりわいをすることはできるというお答えになろうかと思いますが、同じ船を使ってできるかどうかは検討してみますけれども、ただ一定の日程を決めて運送しているその定期航路事業の路線を安全上脅かすような、多分そういう許可は認めいただけないものと判断しております。

○松本委員 今尾川委員が言われたようなこととか、いろんな形態があるけど、今日生にはNORINAHALEを運用、大生汽船の定期航路があり、みしま丸というたら海上タクシーですか、それからフェリーがあり、海上輸送はもう余り切っている。そこに市の船舶、備前丸が入ってくると。これはみしま丸とか大生汽船とか、もうそういうところの今やっている事業を圧迫するということを考えたことはありますか。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほど大森参与からも御説明がございましたが、観光旅客船としての位置づけで御議決をいただいて建造させていただいて、それに係る運行について今私ども検討させていただいている。NORINAHALEですと観光旅客船じゃないので、そこの法的な位置づけというところで考えるとそこについては別区分の取扱いになるのかなと私どもは認識させていただいた中で運航のほうも今検討させていただいているというのが現状でございます。

○松本委員 NORINAHALEは定期船で一定の航路を行くけど、例えばみしま海運とか、みしま丸とか海上フェリー、タクシーとか、あれはお客様の需要に応じて大きな団体、例えば愛生園に行きたいとかミカン狩り、ミカン狩りなんかは鴻島とか、ああいうところには団体客を運んでいます。日生のそういう海運、こういう会社はみんなお客様が来なくて困っているといったらおかしい、お客様がいないです。あそこも出せば赤字というたらおかしいんですけど、一定お客様がおらないと。定期航路にしてもNORINAHALEにしても年間1,500万円から2,000万円の補助金で成り立っているわけです。それぐらいお客様がいない。それプラス今さ

つき言ったみしま丸やフェリーやタクシーがある。こういう中で備前丸がどういうふうに、どこをどう走るのかよく分からぬけど、そういうところに参入していい感じを持つ人はあまりいません、日生の中では。そこを分かっている人はですよ。ほとんど分かっていますよ、みんな。

私も大生汽船の社長と話したことはありますけど、あの人も勝手にすりやええがと、そういう対応ですよ。非常に批判的ですよ。今のデマンドタクシーじゃないけど、タクシー会社とデマンドが競合するように、そういう問題も含めてあるわけです。そういうことも含めて考えるべきと思います。

○神田観光・シティプロモーション課長 競合もそうですけど、先ほど委員からも御指摘ありましたけれども、市民の税金をお使いさせていただいて建造させていただいて今後展開していくつていうことでいかに市民の方にも還元できるかも考えてございます。あるいは旅行へ来られた方、そういった方にも使っていただける方策がないかも併せて検討はさせていただいている。先ほど、おっしゃられましたけど、海洋学習とかにも使えないかというのも視野に検討させていただいているので、そもそもその北前船を造らせていただいているそのコンセプト、あくまで現代版北前船というところがそういったところとは若干傾向、志向が違うのかなというところで費用対効果を鑑みながらなるべくそういう重複は排除しながら民業を圧迫することなく運航形態ができたらというところで今急ぎ取り組んでおる次第ですので、御理解いただけたらと思います。

○松本委員 簡単に海洋学習といいますけど、備前丸を使って何の海洋学習をするかよく分かりませんけど、例えばアマモとか、カキの現場、あれはこんな大きい船じゃないですよ。作業用の船に小学生、中学生が便乗して、もうそれこそカキいかだと同じぐらいのレベルの船です。海上学習、海洋学習とか簡単に言うけど、何か物すごく机上の空論というか、幻想というか、そういうふうにむなしく聞こえて仕方ない。そういうことも調べながら海洋学習とかなんとかと簡単に使ってほしくないと思う。ましてやあの海域で。

○神田観光・シティプロモーション課長 言葉尻として御説明が不足していたとおわび申し上げるんですが、海洋環境学習とか、備前焼と海軍の歴史学習とか、そういったところも広義での意味での学習も含めていろいろ検討させていただいておりますので、何とぞそこは御理解いただけたらと思います。

○松本委員 あなた日生へ行って説明してほしいと思います。今のような議論していたら、日生の漁師とか海員組合とか、漁業に関係している人が聞いたら。勇気があったらそうしてほしいと思う。日生の住民に北前船について説明会を開きたいと思います。関係者の皆さん寄ってくださいと案内状を出してやってみてください。

この北前船に対して市の職員とか、前の市長も含めてあまりにも海のことを知らないというか、皆さん方も僕は何回も行ったけど、海岸線、海の観光というのは単調ですよ。船から海岸線見て一回見たら終わりです。2回、3回と行く人はよほどのマニアだと思う。見るとしても大多府とかでしょう。そこ以外にはほとんどないと思うけど、大多府の海岸線を見たからといってそん

なに物すごく何回も行きたいようなことはないと思う。

それから、北前船そのものの、本当は歴史とか文化に含めたこの北前船を利用して観光とかもちろん活躍する、活用する、そういう趣旨で北前船が日本遺産になったという、そういう精神もうほとんど何もない。何もない中で運航してどうする、ああするという議論になっている。そもそも日本の日本遺産としての議論が何かもう忘れ去られている感じがする。

備前焼と閑谷学校と北前船連携で観光ルートをつくるとか、周遊ルートをつくるとか、それは形としては考えられるけど、実際その枠の中に北前船が入るかどうか非常に疑問です。観光地として今日生のあの周辺が、例えば閑谷学校を見るのと全然違います。北前船の歴史をほとんど感じない。そういう地域ですよ、大多府に何があるのか。道は荒れて草はぼうぼうと生えて、ハイキングコースなんかもう人が通れるような状態じゃないです、今。道の整備もやられずに、だから観光資源として何もないですよ。そういう発想で観光資源とも成り立たない、ましてや今やっている業者を圧迫するようなところに市が介入というか、そういうことに対してあまり何も考えられていないというところが非常に疑問です。

○神田観光・シティプロモーション課長 貴重な御意見ありがとうございます。そういった貴重な御意見を参考に検討材料にさせていただけたらと思います。

○大森生涯学習部参与 今回の北前船については中の空間を楽しんでいただくということをコンセプトで造っております。ですから、外の景色だけではなくて中の空間を楽しんでいただくというような形の活用も考えております。25日ですかね、皆さん見に来てくださると思いますが、中のほうを見ていたい、通常のNORINAHALEとか、そういうものの船とは全く違うコンセプトで造っておりますので、時間を楽しむというような形の観光船の在り方もあるってもいいんじゃないかなと思っております。

○松本委員 私もそう思っている。もう運航してどうのこうのとかじやなしに、むしろ利用するならあそこで同窓会するとか、今日は日生港で泊まります、今日は片上で泊まります、今日はどこで泊まります、そこで何月何日予約してくださいとか、今言ったような空間を利用するというか、船の空間。それは運航とはほとんど関係ないです。そういう利用の仕方、そういうことしかないと思っています。

今のことを利用するなら、北前船とか歴史を語るとか、文化を語るとか、日本遺産を語るとかおこがましいと思う。宴会で例えばカラオケでもいいし、そんなことで使うなら日本遺産なんて関係ないです。

○石原委員 松本委員が今おっしゃった意見も飛び交う中で、賛否が分かれる中で可決をした、議決をした案件です。

今松本委員が海洋学習について軽はずみに発言するなどおっしゃったけど、それは僕が言い出しちゃだったので、決して軽い気持ちというか、広義での海洋学習、海へこぎ出して、本当の意味の松本委員が捉えている海洋学習であれば小さい船でカキいかだであったり、アマモの研究をされたりというのも可能でしょうけれども、広義の意味での海へ出てとか、それから松本委員を

はじめ日生の方々も本当に我々以上にもう当たり前の景色で海の多島美、島が浮かんで、あの景色が当たり前になっているでしょうけれども、僕が印象に残っているのは頭島でしばらく前に、頭島マルシェがあったときに橋はもう架かっていたけど、NORINAHA HALLを頭島まで運航されたのがあったと思うけど、そのときにあえて海がないような山間部の方がが多いでしょうけど、そういう方々はとにかく車は置いてせっかくの機会だからもう船に乗ってみたいなのでどんどんとほぼ満員に近いような船が次々と頭島へ着く景色も見たりして、そういう方々も実際こういう景色って多島美の瀬戸内海のあの景色は憧れの一つでもあるというのも実感したところです。だからこうなった以上はあらゆる可能性をしっかりと模索しながら進んでいく。その中のあくまでも海へ出てみましょうというのも一つの海洋学習にもなり得るという思いで先ほど申し上げましたので、これ意見ですけれど。

○森本委員長 観光船はもう大丈夫でしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、尾川委員が言われた企業誘致について。

○尾川委員 企業誘致、この後期基本計画にも載っておると思うけど、具体的にどういうことやっていこうとしているのか、計画がある以上はどの程度の取組になるのか、総花的にやるのか、建前的にやるのかがあると思う。具体的に言うと、品川の企業が、ニューセラ関係の企業がよその市へ出たということから何をしているのかと。既存の品川関連の企業が出ていって、企業誘致どころじゃないと、あそこが計画どおり120とか130とかという従業員数になるかどうか分からないけど、ああいう企業を備前市内に維持していくと、先例もあったけど、誘致よりも守るということについてどうお考えか、こういう事例があつて揚げ足取るようなことを言って申し訳ないけど、非常に大事なところと思うので、考え方を教えて。

○坂本産業振興課長 企業誘致と留置の考え方というところで今お話をいただいたと思います。私といたしまして考えているのは両方とも大事ですというところが率直な意見です。今までの事例を振り返ってみると、新たに呼んでくるための企業団地の造成をしまして、NTNの社宅、社員寮、岡山スイキュウ、そういったところを誘致したもの、それから留置という意味では大鵬薬品のところに久々井の団地をしたときにはこれはもう留置が目的でやったものと理解しております。今後、企業団地の造成で考えた際にも新規に誘致するという考え方と、既存の企業に残つていただるためにそういった土地を提案するというのと両方が必要と思っております。

今回の尾川委員言われます品川さんにつきましては、私どもにも情報として御相談がございましたけれども、今回の事業計画に合うような土地の紹介ができなかつたというのは非常に残念に考えております。あと、既存の品川さんのお持ちの土地について活用というのもお話をした経緯はございますけれども、そこでは今の事業はやれないというお話もございました。そういうことも踏まえて、瀬戸内市に出ていったという部分は非常に残念だと思っておりますけれども、今後もそういうことがないような対策ができるだけ考えていきたいと考えております。

○尾川委員 残念な結果になって、誘致どころじゃない、継続すらできないという状況なので、

適当な土地がなかったと、誘致先がなかったということもいろいろ原因があって、決して備前市が怠慢とかというわけじゃないけど、今後のこととも考えたときに大事な事例として生かしていくべきだと。ペアリングの関係でもあったことは事実ですけど、そのときも残念なことと思いながら仕方ないと、いろいろタイミング、状況があるけど、この辺どういう体制をつくったら防げるかというのを一つの試金石として今後のためにぜひ、担当者の怠慢とかというんじゃなしにどういうふうにしたら防げるかをいろんな意識の醸成もあろうし、ぜひそういう取組も企業誘致をする中での対応というのを明確にして、もうちょっと真剣に、守ることも考えてもらいたいと思う。

土地の広さとか、いろんな問題があると思うけど、そういうニーズを把握するというのを何かの方法を考えてももらいたい、多面的に捉えてやってもらいたいと思う。平生から関係会社からの情報入手とか、そんなに情報は流れてこないと思うので、積極的に備前市とすればこういう形にしたいというんだったらそういうことを常々伝えて、担当者に伝えていかないと伝わってこないですけど、そういう努力をお願いしたいと、揚げ足取るわけじゃないけど、残念なことと思って。

それと、人の問題もただ土地があればいいというんじゃなしに労働力をどう確保していくかということを企業誘致の側の人も真剣に考えてもらいたいと思うけど、何か御意見あったらお願ひします。

○坂本産業振興課長 企業の進出、誘致に至るまでというところで情報収集というのが必要だらうと考えております。そういう意味では現時点では岡山県の東京事務所に職員を1人派遣しておりますし、そちらからの東京での活動の範囲の中でそういった情報をいただくようにもしておりますし、岡山県の企業誘致の担当部署にも足を運んでそういった情報をいただくお願いはしているところです。

同じようなことを県内各市町村やっている可能性はございますけれども、そういったところでの活動もやったり、あと既存の進出をしていただいております企業の本社にも私たちもなるべく訪問いたしまして、出ていくということがないように情報収集をしたり、お願いなどもしたりということを進めているところです。そういうところで御理解いただけたらと思います。

○内田委員 見る限り坂本課長は大変頑張っていると私は認識しております。この前の補正でも徳当地区の企業団地のことで通ったと思いますけど、私が見る限りだったら平成18年のNTNさんも市へ要望がありまして、土地がなかったということで熊山へ行った経緯がありますので、土地をどんどん買っていくべきと私は思っております。

今までの流れが何か来るか来ないか分からぬのに土地を購入するのはというような、そういう風潮が若干あったように思いますので、坂本課長は一生懸命土地を買う計画でいっていると思いますので、引き続き頑張ってください。

○石原委員 企業誘致というか、産業振興になるのか、さつき課長もおっしゃって誘致するのもだけど、既存の今備前市内で営業していただいているところとの関係性であったけども、せんだ

ってそのことで思い出しまして、11月でしたか、NTNさんのお祭り、イベントに参加させていただいて、そのときに感じたのは、工場の南側の駐車場、あそこを一般の方に開放されて従業員、スタッフの方はまた違うところ。改めて見るとすごい台数がそろえて飛んでもない駐車場というのを実感したのと、構内のイベントをする広場もすごいゆとりある面積をお持ちで、それから企業との関係性を持っていく中で今後備前市でも大きな産業系か何か分からぬけれども、イベントのときにも先方はもっとお話をされたりすればすごいめちゃくちゃビッグイベントに、適地なところがあるなど改めて実感したところで、そういう働きかけであったり、お話であったりというところもきっと企業様との間でのお話で。

そのときに印象に残った、移住・定住の話になるかも分からないけど、そのとき御臨席されていた瀬戸内市長の御挨拶でわざわざあえて従業員の皆様方を前にNTNさんへ通ってこられている社員の皆さんとの通勤時間がすごく長いと、岡山市辺りからとか1時間ぐらいの方がたくさんおられる。そういうところもあるから私ども瀬戸内市は来年度以降さらに皆さん方がより近い通勤範囲になるようさらに住宅政策みたいなのを進めていきますと高らかに宣言されてという出来事もございましたのを思い出しましたので、お伝えもさせていただく。

○森本委員長 この件でないですか、関連は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかの件で。

○尾川委員 観光関係でデータが備前焼まつりとか、県の統計の資料を見たら閑谷学校と日生とに限定している。もう少し備前市サイドとすれば観光関係の入り数というか、観光客数の把握について何か疑問な点はないのか。もう少し備前、閑谷学校等も、これも減ってきてているけど、日生とか備前焼まつり、県の統計は出せともなかなか言いづらいでしょうけど、その辺の把握は備前市独自の統計としたらどういうふうにお考えなのか、教えてもらえたと思う。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほど委員おっしゃられたのは県の観光客動態調査の絡みだと思いますけれども、これにつきましては先般の委員会でも御答弁させていただいたのですが、県からのポイント調査というところでこういったところの観光地とか、イベント集客とか、そういった照会等が来ます。そういった中で、県に御報告差し上げて県が認めていただければそこをピックアップしていただけるということで、美術館の開館もありましたので、そういうところも含めて見直しを随時図っていってございます。

それ以外の市独自のというのは結局その積み上げが県の観光動態調査へ報告させていただいているものなりますので、nearllyの数字かなと思っております。

○尾川委員 この基本計画にも一応目標を掲げられているけど、もう少し細かいところでの把握、そんなに労力を費やすわけにいかないと思う反面、どういう現状になっているかをもう少し備前焼の関係が明確になってこないのかと。漠然と備前焼まつり何万人と言って、その数字が高歩きしているようなことで、特に分析方法を再考願えたらと思う。もう少し細かいデータが出てきてもおかしくないと思うので、その点御指摘させてもらいます。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほどの訂正になるんですけれども、委員の御質問ということであれば個別にいろんな施設の積み上げが結果として県の観光客動態調査のあれだけのポイント数というような公表の仕方になってございますので、市といたしましてはそれぞれ毎月データをそれぞれに持ってございます。ただ、それぞれの各ポイントについて見直しを図らせていただいているということの先ほどの答弁の一部修正になりますけれども、よろしくお願ひできたらと思います。

○尾川委員 観光白書を見たら日本遺産、観光庁だから文化庁が言うほど日本遺産のことについて重視してないですけど、日本遺産をどう活用するかというのを真剣に考えて、担当課がどこかよく分からぬけど、観光行政の一部とすれば日本遺産は文化財保護じゃなしに観光、関係人口を増やすという目的でやつって、それほど歴史的に価値はないと言うけど、便乗して。日本海側とかいろいろあるけど、関係人口を増加するために日本遺産を利用しようということになって指定を受けているわけですから、中には指定が解除になったところもあって、太宰府天満宮なんかほっとても来るからいいけど、閑谷学校も外されそうになったけど、そういうことのないよう観光行政のほうからしっかり対応してもらいたいと思う。

○神田観光・シティプロモーション課長 先般の一般質問でも市長からの御答弁もありましたけれども、日本遺産を活用した市民参加型の取組ということで、そういったところも、いろんな切り口がありになろうかと思いますので、観光セクションの中でどういったことをやっていけばいいのかを、今の御時世ですから例えば日本遺産のストーリーテラーみたいな格好でSNSで発信するとかというのもありますし、いろんな切り口がありになろうかと思いますので、その辺を引き続き研究していい取組ができる関係人口の増加につながればいいと思っております。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかの件でもありましたらどうぞ。

○内田委員 ちょうど去年の時分、我々の近くの通学路でイノシシがよく出て大変困った経緯があるが、課長の御配慮で当時は獣友会の方にお世話になって、ちょうど通学の行き帰り見守りしていただいたからよかったが、今年は本当うれしいことにまだ一頭も出ていないが、今年はどういう状況でしょうか。

○坂本産業振興課長 昨年のイノシシの捕獲頭数といいますと、この4月から11月まで頭数でいきますと658頭という報告をさせていただいております。今年度の11月までといいますと、435頭ということで約220頭の個体数が減っているという今は現状です。その獣友会の方と私も意見をお伺いしましたところ、県内各所で豚熱というものが流行しております、そういった観点でいいますと岡山県北部、それから西部はかなりイノシシが減っているという情報も聞いているところです。備前市におきましても全域とは言いませんが、そういった地域が出てきているのではないかということも伺っております、そういったところからイノシシの捕獲頭数が減っているのではないかという推測をしております。

鹿につきましては昨年よりも100頭近く多く捕れておりますので、鹿は依然として多く生息しているということで伺っております。

○森本委員長 ほかの方。

○尾川委員 来年4月からの話、産業観光部、大きな課、名前が変わっているけど、内容的には役割分担は変わらないのか。

○桑原産業観光部長 委員御指摘のとおり、内容的には変わるものではございません。ただ、ふるさと納税が産業のほうに係としてつくっていうところは変わってまいります。

○石原委員 有害鳥獣駆除に関するもので監査の指摘のあった件ですけど、対象外の小動物に交付していた内容で、規則も変えられて、範囲も広げられてということで対応はされたのでしょうか。

○坂本産業振興課長 私どももそのあたりは本当に大変失礼いたしましたとしか言いようがないですけれども、このたびの監査からの指摘を受けまして、本年4月1日に遡りまして要綱を改正しておるところです。捕獲ができる得る鳥獣については全てのものに権限をつけていくというようなやり方をしております。それから、今後もそういったところで漏れがないように確認作業をしていきたいと考えているところです。

○尾川委員 熊は心配ないのかな、備前市は。

○坂本産業振興課長 今年度につきまして、ほとんど熊の報道がない日がないんじゃないかなといふぐらい東北等の地域では熊被害とか、熊の出没報道があったところです。岡山県内もしくは中国地方では熊の餌になるドングリ等が豊富にあったという分析を伺っておりまして、そういうことから人里で見かける件数はかなり少なかったのではないかということです。ですので、いろんな御心配等あると思いますけれども、現状岡山県内の動きとしましてはそういう問題はないのではないかという状況と伺っております。

○尾川委員 それが、誤報かどうか、閑谷のほうへ熊がおったとずっと以前に獵友会の人が、本当かうそか知らないよ。熊がおったというから、それでどうなのかと思って。

○坂本産業振興課長 私も実を言うと恥ずかしながら知らなかつた部分もあるんですけれども、数年前にそういったことがあったように伺いました。そのときには熊をそのとき殺していると伺っております。

○森本委員長 皆さんよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午後2時01分 閉会